

京都市教育委員会教育長告示第24号

京都市立高等学校の通学区域に関する規則施行規程の一部を次のように改正する。

平成27年3月27日

京都市教育委員会

教育長 生田義久

第1条第2項, 第1号様式, 第2号様式, 第3号様式及び第4号様式中「京都市教育委員会教育長」を「京都市教育長」に改める。

附 則

この告示は, 平成27年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局指導部学校指導課)